

浜松市と住宅金融支援機構が連携

令和4年4月版

www.flat35.com

浜松市の「**浜松市天竜材の家百年住居る事業費補助金**」を利用して、住宅ローン【**フラット35**】の金利引き下げが受けられます。



住宅に天竜材を取り入れよう！

最大 **50万円** の補助金の交付が受けられます！

浜松市天竜材の家百年住居る 事業費補助金交付事業

×

【フラット35】Sとの併用で
さらに金利引下げ！

当初5年間の借入金利 年 **0.25%** 引下げ

【フラット35】地域連携型（地域活性化）

浜松市天竜材の家百年住居る事業費補助金交付事業



浜松市

産業部 林業振興課

☎ 053-457-2159

ご相談は、一般社団法人浜松地域材利用促進協議会

☎ 053-423-3010 へ

【フラット35】に関するご相談は  住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420 (通話料金がかかります。)

① 「浜松市天竜材の家百年住居る事業費補助金交付事業」の概要

■ 補助金額

FSC (R) 認証材1㎡当たり2万円、上限が30万円
COC認証取得工務店が建築した場合は、追加助成20万円

- * FSC認証 (FSC=Forest Stewardship Council: 森林管理協議会)とは、
①「森林が適切に管理されているか」を第三者機関が全世界統一の基準に沿って審査、認証するものです。
②違法伐採や保護する価値の高い森林の伐採を防ぐ効果的な仕組みです。
③それらの森林から生産された木材、木材製品へ認証ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて持続可能な森林経営を支援する制度です。

■ 申し込み条件

次の条件すべてを満たしている場合、助成対象となります。

1. 浜松市内に新築・増築する自ら居住するためのFSC認証材使用住宅であること。
助成対象となるもの・・・建替え、売建住宅
助成対象とならないもの・・・建売住宅、改築 (リフォーム等)
2. 66㎡ (20坪) 以上の居住面積を有すること。(増築の場合は、増築した部分の居住面積)
3. FSC認証材を主要構造材 (土台・柱・梁・桁・大引き・母屋・束・筋違い・間柱・根太・垂木) 使用量の80%以上使用し、内装材 (床・天井・内壁材) と合わせ、5㎡以上使用すること。
主要構造材や内装材に集成材を使用する場合、
FSC認証材を原材料として市内で製造かつ加工されたものを使用すること。
4. 使用するFSC認証材は、静岡県定める「しずおか優良木材」と同等の品質基準を有していること。
5. 建築主から住宅の建築を請け負う業者は、浜松地域材利用促進協議会の正会員または登録会員であること。
6. 建築主は、建築現場をPR (見学会等) の場として提供等すること。
7. 建築主は、市税を完納していること。

◎ その他条件や補助事業の詳細な内容は、浜松市のホームページをご覧ください。



【フラット35】Sとの併用で
さらに金利を引下げします！

② 【フラット35】地域連携型(地域活性化) 当初5年間 年0.25% 金利引下げ

住宅を新築し、「①浜松市天竜材の家百年住居る事業費補助金交付事業」の補助金を受ける方

* 【フラット35】を利用される場合、一戸建ては、70㎡以上必要です。

【フラット35】地域連携型(地域活性化)をご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型(地域活性化) をご利用いただくためには、浜松市から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。
各基準の詳細は、フラット35サイト (www.flat35.com) でご確認ください。



<注意事項>

- 【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。
- 【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト (www.flat35.com) でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。
- 【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト (www.flat35.com) をご覧ください。
- 【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・変変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト (www.flat35.com) をご覧くださいか、お客さまコールセンター (0120-0860-35) までお問合せください。
- 【フラット35】SIには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。
- 【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。
- 外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。

浜松市の「**浜松市まちなか定住促進補助金**」を利用すると、住宅ローン【**フラット35**】の金利引下げが受けられます。

まちなかへ移住する方

補助限度額	新築・取得費用 (対象経費の1/2まで)	増築・改修費用 (対象経費の1/10まで)
補助額	～ 50 万円	～ 25 万円

まちなかとは
居住誘導区域内のことをいいます。
「都市計画マップ」をご参照ください。

3世代同居等でまちなかへ移住する方

どこからの移転でもOK

補助限度額	新築・取得費用 (対象経費の1/2まで)	増築・改修費用 (対象経費の1/10まで)
居住誘導区域外から移転	～ 100 万円	～ 50 万円
居住誘導区域内で移転	～ 50 万円	～ 25 万円

浜松市まちなか定住促進補助金交付事業



当初5年間(地域活性化)
当初10年間(子育て支援)

借入金利 年**0.25%**引下げ

【フラット35】地域連携型

浜松市まちなか定住促進補助金交付事業のご相談は



都市整備部 住宅課
☎ 053-457-2457

【フラット35】に関するご相談は 住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

0120-0860-35(通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、**土日**も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420(通話料金がかかります。)

① 浜松市まちなか定住促進補助金交付事業の概要 まちなか移住で、最大100万円 補助します。

補助対象要件	特例・加算対象
<p>以下のすべてにあてはまる場合に対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域内に移転する世帯で、直近1年以内に居住誘導区域に居住していないこと(実態及び住民票)(※特例世帯は除く) 補助対象世帯員の人数の合計が2人以上であること※1 申請者の世帯所得が750万円以下であること(※3世代同居等の場合は子世帯の世帯所得) 申請後、2週間前後で発行される交付決定通知書交付後に着手できる方※2 補助対象住宅での居住を5年間以上継続する方 浜松市税や市営住宅家賃等を完納している方 世帯に暴力団員等がないこと 他の公的制度や公共事業による補助や補償を受けている場合は、対象が重複していないこと 	<p>以下のすべてにあてはまる場合に対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子世帯の親の世帯が、子世帯と直近1年以上離れて暮らしていること(実態及び住民票) 居住誘導区域内において新たに同居または直線距離100メートル以内の近居を行うこと※3 小学生以下のお子様と暮らす子世帯の方(妊婦の方を含みます) 同居・近居を5年間以上継続する方 <p>※1 補助対象世帯員とは、申請者世帯及び申請者と同居または3世代同居等を行う世帯の世帯員のことをいう</p> <p>※2 着手とは 引越…新たな住所への異動(すべての補助) 工事…補助対象となる工事請負契約に含まれる工事の着手 取得…住宅の売買契約の締結</p> <p>※3 100メートルの基準は、地図上にて敷地から敷地の最短直線距離を計測</p>



**【フラット35】S
でさらに金利を
引下げ**

② 【フラット35】地域連携型 当初5年間又は当初10年間 0.25%金利引下げ

「浜松市まちなか定住促進補助金交付事業」の補助金を受け、住宅を新築又は取得する方で、
補助要綱で定める「特例世帯」及び「加算世帯」 ⇒ 当初10年間金利引下げ
上記以外の方 ⇒ 当初5年間金利引下げ

【フラット35】地域連携型をご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、浜松市から、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) この他、【フラット35】の技術基準や融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】地域連携型を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」について



浜松市補助金の要件等のご確認についてはこちら



《借入れに当たっての注意事項》 ●【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。 ●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。 ●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。 ●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。 ●【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。 ●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。 ●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。